

山口デスティネーションキャンペーン・オープニングイベント 企画・運營業務委託に係るプロポーザル応募要領

1 趣 旨

本要領は、「山口デスティネーションキャンペーン・オープニングイベント企画・運營業務」を委託する業者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託者を選定するための必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 業 務 名

山口デスティネーションキャンペーン・オープニングイベント企画・運營業務

(2) 目 的

令和8年10月1日～12月31日まで開催される「山口デスティネーションキャンペーン（以下、「山口DC」）」の開幕にあわせ、キャンペーンを大々的に周知し、来県された観光客の皆さまを盛大におもてなしするとともに、観光関係者をはじめとする地元の方々が一丸となってキャンペーンを盛り上げる機運を高める。

また、同時期に放送開始となる連続テレビ小説『ブラッサム』をフックの一つとして活用し、山口県観光の魅力を強力に発信する。

(3) 業 務 内 容

別添「山口デスティネーションキャンペーン・オープニングイベント企画・運營業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委 託 期 間

契約締結の日から令和8年12月28日（月）まで

(5) 提 案 上 限 額

10,000千円（消費税及び地方特別消費税を含む）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) この手続の開始の日から契約日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

5 企画提案書等の作成方法、提出方法、提出部数、提出先及び提出期限

(1) 作成方法

- ・ 様式・版：様式自由、A4版
会社概要は既存のパンフレットを添付することでも可。
- ・ 業務の目的等に留意し、下記の企画提案書等を提出すること。

《提出書類（以下①～⑤）》

① 表紙

会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。

② 提案書

1 総論
(1) 企画提案趣旨 (2) 業務実施体制 (3) 緊急時の連絡体制、苦情等相談に係る処理体制 (4) 業務実施スケジュール (5) 類似業務の実績
2 各論
仕様書の内容を充たしたうえで、以下の項目について提案・提示すること。 (1) 山口DCオープニングイベントの開催に関する全般事項 ○コンセプト ○イベント当日のスケジュール ○ブラッサムPR企画 (2) 個別のプログラム等に関する事項 ○オープニングセレモニーの企画・運営案 ○新幹線（団体臨時新幹線）で来県される観光客お出迎え企画・運営案 ○SLやまぐち号出発合図式企画運営案 ○参加する県内市町等による観光PRステージ、伝統芸能ステージの企画・運営 ○参加する県内市町等による観光・物産PRブース（体験含む）の

企画・運営案

- 「おいでませ ふくの国、山口」スペシャルアンバサダー、山口県観光スイッチャーを活用した企画

(3) 追加提案

- その他、本業務の効果を高める工夫・アイデア等の提案

③ 会社概要

所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要がわかるもの。

④ 協力業者概要

本業務における協力業者は、「協力業者の概要」（別記様式 3）を用いて作成すること。（協力者が会社の場合は法人名を、個人の場合は個人名を記入すること。）

⑤ 参考見積書

- ・本業務に係る所要経費を全て見積もること。（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。
- ・見積に当たっては、各業務に係る経費や管理費等を過大に計上することなく、適正に見積もること。

(2) 提出方法

企画提案書等の提出は、持参または郵送とする。

(3) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

(4) 提出先

〒753-8501 山口市滝町 1-1
山口県観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室内
一般社団法人 山口県観光連盟
「山口DCオープニングイベント企画・運営業務」 担当 木村 行

(5) 提出期限

令和8年4月21日（火）17:00まで【持参または郵送、必着】

(6) その他

提案は、1業者につき1提案とする。

6 提案への参加意向確認

本要領に基づく提案の参加意向について、「提案参加意向確認書」（別記様

式1) を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

令和8年4月3日(金) 17:00まで【メール、必着】

※メール送信後、下記担当者に受信を確認すること。

イ 提出先

山口県観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室内
一般社団法人山口県観光連盟
「山口DCオープニングイベント企画・運営業務」 担当 木村
TEL: 083-933-3170 MAIL: kanpro@pref.yamaguchi.lg.jp

7 審査の実施

山口デスティネーションキャンペーン・オープニングイベント企画・業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」)において、書面審査を行う。

8 審査項目及び審査基準

審査項目	配点	評価ポイント
1 全体		
(1) 基本的事項	5	<ul style="list-style-type: none">○企画提案趣旨が明確であるか。○業務実施体制を確立しているか。○過去実績等を鑑み業務遂行能力があるか。○緊急時又は突発的な事態に的確に対応できるか。○業務の実施行程のスケジュールは適切か。
2 各論		
(1) 開催に関する全般事項	20	<ul style="list-style-type: none">○コンセプトを含む提案全体は仕様書の目的、業務概要を充たした内容となっているか。○ブラッサムPR企画が効果的に導入されているか。
(2) 個別のプログラム等に関する事項	30	<ul style="list-style-type: none">○各種式典(オープニングセレモニー、SLやまぐち号出発合図式、新幹線で来県される観光客お出迎え企画)は、山口DC開幕を印象付けるインパクトのある企画となっているか。
	15	<ul style="list-style-type: none">○ステージイベントは、山口DCの魅力をも十分に訴求する企画となっているか。○ステージの進行は効率的かつ実現可能な内容となっているか。
	15	<ul style="list-style-type: none">○観光・物産PRブース(体験含む。)は、山口DCの魅力をも十分に訴求する企画となっているか。○ブースの展開は効率的かつ実現可能な内容となっているか。

	5	○「おいでませ ふくの国、山口」スペシャルアンバサダーや、観光スイッチャーを有効に起用しているか。
(3) 追加提案	5	○本業務の効果を高める工夫・アイデア等が提案されているか。
3 参考見積り	5	○提案内容に応じた所要額が適切に見積もられているか。 ○管理費等を過大に計上していないか。 ○経費配分等が明示されているか。
合 計	100	

9 提案に係る経費

書類の作成など、提案に要する経費は提案者の負担とする。

10 提案書類の返還

この要領に基づき提出された提案書類等については返還しない。

11 質問と回答

この要領に関する質問の提出については、次のとおりとする。なお、質問に対する回答については、質問者及び提案への参加意向を示した全員に対し行うこととし、回答文書については、この要領を追加又は修正したものとして取り扱う。

ア 質問書（別記様式2）の提出期限・提出方法等

令和8年3月26日（木）17：00まで【メール、必着】

※メール送付後、下記担当者に受信を確認すること。

イ 提出先

山口県観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室内
 一般社団法人山口県観光連盟
 「山口県情報発信会開催業務」 担当 木村
 TEL：083-933-3170 MAIL：kanpro@pref.yamaguchi.lg.jp

ウ 回答期限・回答方法

令和8年3月31日（火）17：00までにメールより回答予定。

12 提案者の決定通知等

- (1) 提案書等の審査により、特定の提案者1者を決定した後、選定結果を提案者全員に対し、文書により通知する。
- (2) 提出された提案書等は特定の提案者1者を決定するための資料であり、事

業実施に当たっては、契約の相手方決定後、詳細な仕様書を作成し、その仕様に基づき事業を実施する。

13 実施内容の変更等

一般社団法人山口県観光連盟は、予算上の都合、その他やむを得ない理由があるときは、本業務について、実施内容を変更または中止することがある。

14 成果物の著作権

事業により作成した成果等の著作権は、一般社団法人山口県観光連盟に帰属するものとする。